

第 1 回環境省の政策評価に関する有識者会議における
主な意見と対応及び令和 6 年度政策評価書（案）等の修正箇所

令和7年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議における各委員の発言と各部署の対応整理表

部局	目標		発言委員	委員の発言	各部署の対応
再生循環局	4	2	百瀬委員	再生利用事業計画という域外処理ができる、そういうすばらしいシステムがある一方、申請を出しても半年たっても通らないということが起きている。私も関係しているところで今3件出しているが、3月に出してもまだなかなかどうなるか分からない状態で、そういう滞り方もあるということを、ぜひ解決していただきたい。	食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定制度(食品リサイクルループ)は昨年度の基本方針改定時において、「国は、(略)、再生利用事業計画の認定に係る関係者の事務手続の適正な範囲内での軽減について検討するものとする。」と記載しており、引き続き効率的な制度運用を行いつつ、必要な検討を行ってまいります。
自然環境局	5	3	大塚委員	クマについて、国民的に関心が高く、人間の生活の場所とクマをはじめとする野生生物の生活場所の分離のようなことが、なかなかうまくいかなくなってきているという状況が、出てきているので、それに関する指標を作っていただきたい。 また、ハンターの数が減っているということもあり、対応ができなくなってきている問題が国民的な関心になっているが、この評価書の中にクマの話はほとんど出てきていない。クマに限らないが、その辺の指標の作成できるとよい。	前段については、都道府県が策定しているクマ類の第二種特定鳥獣管理計画のうち、ゾーニング管理を含む計画数を指標として設定します。 後段については狩猟免許所持者数を指標として設定します。

自然環境局	5	3	亀山委員	<p>ワシントン条約関連の話が少ないのが気になる。取組があるのであれば、どこかに書いていただきたい。具体的には、象牙の輸出入がどうなっているかとか、サイガの角の粉を日本人が摂取しているが、日本人は全然わかってないというのが海外で有名になっており、そういう問題について、環境省がしっかり把握されている必要があると思うので、ワシントン条約関連を引き続き政策評価し続けていただきたい。</p>	<p>ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の商業目的の取引の管理については、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により輸出入を規制しているところです。</p> <p>環境省では国内取引の管理を担当しており、主にワシントン条約附属書 I に掲載された種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき、国内における取引を原則禁止しています。</p> <p>具体例として挙げていただいた象牙の流通に関しては、種の保存法に基づき象牙取扱事業者を登録させるとともに、全形を保持した象牙（全形牙）そのものについても登録させることで、厳格な管理を行っています。一方、サイガについては、ワシントン条約附属書 II の掲載種であるため、種の保存法における国内取引の規制の対象外になっております。</p> <p>このようにワシントン条約に関する環境省の取組としては主に附属書 I 掲載種について国内取引を規制しておりますので、政策評価では、象牙（全形牙）の登録数を「目標達成度合いの測定結果」に記載させていただければと思います。なお、環境省で把握している、登録されている象牙（全形牙）は 16,594 本です。</p>
-------	---	---	------	---	--

環境保健部	6	1	<p>大塚委員</p> <p>6-1 の判断根拠の③のところ、内分泌かく乱物質作用に関して 11 の物質を選定し目標を達成したと書いてあるが、ここは、どのようになると達成したことになるのか教えて欲しい。</p>	<p>化学物質の内分泌かく乱作用については、毎年 10 物質程度を評価対象として選定することを目標としており、選定した物質については既存知見の信頼性評価や各種の試験を行っています。令和 5 年度は 11 物質を選定したことから達成したと評価いたしました。なお、毎年 10 物質を評価対象としているのは、環境中の検出状況や諸外国の知見をもとに候補物質を探し、有識者の意見等を元に評価精度を維持した上で実施できる優先度の高い 10 物質程度に絞り込むこととしているためです。</p> <p>※有識者会議に提出した事後評価書には令和 6 年度実績の記述がありませんでしたが、追記しました。</p>
水・大気環境局	6	1	<p>百瀬委員</p> <p>化学物質については、水道水の汚染について、例えば、飛行場のすぐそばの水道水に関して、消火器から消火液由来の化学物質が入っているのではないかというようなことが随分言われている。私たちが普通に生活する上で化学物質に何らかの健康被害があるのではないかということについて、報道はされても、それに対する対策というのはあまり入っていない。そういった一般市民に関する、特に水道辺りの化学物質に関する汚染の指標があっても良いのではないか。</p>	<p>水道における化学物質については、水道法第 4 条において「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として水質基準を定めており、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとしての的確な指標となっています。なお、水質基準については、最新の知見に基づき逐次見直しを行っており、直近では PFOS 及び PFOA について令和 7 年 6 月に水質基準に位置付けたところであり、令和 8 年 4 月より施行され、水道水を供給する水道事業者等に水質検査及び基準遵守が義務付けられます。(政策評価目標 3-3 「水環境の保全(海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。)」における「水道水質基準適合率(%)」が指標となります。)</p>

環境保健部	6	2	<p>百瀬委員</p> <p>蛍光管の生産中止に伴う蛍光管から LED への変換について、中小企業では、家庭の蛍光管と同じ取扱いになっていて、現在、全国にまだどれくらい蛍光管が使われていて、それがいつ LED に変換されるのかということに心配している。</p> <p>全世界的に水銀をやめようという話はもう随分前から起こっているにもかかわらず、一般市民にはあまり知られていない。化学物質の中でも、一般市民、小規模事業者が関わっているものについては、何らか対策に対する指標があってもよいのではないか。</p>	<p>環境省では、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等において「LED等の高効率照明について2030年までにストックで100%普及することを目指す」とされていることも踏まえ、関係省庁等と連携しながら計画的なLEDへの切替え等について周知活動を実施しております。具体的には、関係省庁・業界団体・地方公共団体に対する通知文発出、環境省X（旧ツイッター）での発信、政府広報（ラジオ）の放送、ポスター・チラシ・特設HPの作成等を実施してきたところです。今後も引き続き関係省庁と連携して一層の周知徹底に取り組んでいく予定です。</p> <p>一般市民や小規模事業者に関係する化学物質対策の指標については、国民や事業者等に対してリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、「目標6-2環境省リスクの管理」において「化学物質アドバイザーの派遣数」の指標を設定しております。</p>
環境保健部	6	3	<p>酒井委員</p> <p>6-3で国際協調に取り組む中のPOPsの11物質を対象とするモニタリングがR5年度指標となっているが、POPsは物質追加がされてきており、指標を更新していったほうがいいと考えるが11でいいという判断をしている理由を聞かせていただきたい。</p>	<p>POPs条約の対象物質は現在37物質群であり、継続的に追加されている一方で、POPs条約に追加されたことによる廃絶・削減によって環境中の濃度の減少につながった物質もあります。</p> <p>このため、</p> <p>①PCBやPFAS類等の残留量や影響性等から社会的関心が高い物質（6物質群）については毎年調査対象</p> <p>②既存調査において環境中で検出される濃度が低濃度である物質や不検出であることが確認されている物質については優先度を下げて3年毎や6年毎での調査対象とし、毎年度合わせて11物質をモニタリング対象としております。</p>

環境保健部	6	3	亀山委員	<p>化学物質に関する部分ですが、ここに書かれているように、もはや日本国内の POPs 関連の化学物質だけではなくて、日本国外グローバルを見てどうなっているのかというモニタリングをする必要性、そこに日本が貢献しているというのは非常に重要だと思うので、国際的な地球規模での貢献を引き続き頑張っていたいただきたい。</p>	<p>モニタリング調査で得られたデータは日本が主催する東アジア POPs ワークショップ（東南アジア、東アジアから 11 개국参加）において韓国やタイ、ベトナムなどのデータとあわせて東アジア地域のモニタリング報告としてとりまとめられ、POPs 条約締約国会議に提出されることで世界のモニタリングデータとして活用されます。引き続き国際的な POPs 対策に資するよう活用を進めてまいります。</p>
-------	---	---	------	---	--

施策名	目標 5-3 野生生物の保護・管理	担当部局名	自然環境局 野生生物課		
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年 8月
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。	政策体系上の位置付け	5. 生物多様性の保全		

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定)第2部 行動計画 第1章 生態系の健全性の回復 行動目標1-3、1-5、1-6、第2章 自然を活用した社会課題の解決 行動目標2-5

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値											
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度					
1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合	-	-	15%	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。	-
2 絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)	-	-	100%	R6年度	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。	△
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値 ニホンジカ311万頭 イノシシ127万頭 ※令和4年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 (ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭)	R10年度	-	-	ニホンジカ155万頭、イノシシ60万頭	-	-	-	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが(生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標>具体的施策>2-5-7 指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の適正管理の推進[重点]」)、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。	×
4 奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000罨日当たりの捕獲数)	-	-	0頭	R6年度	-	-	0頭	0頭	-	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マングースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。	○
5 ヒアリの定着地点数	-	-	0地点	R6年度	-	-	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	0地点	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。	○
6 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	目標		目標年度	-	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							達成		
7 侵略的外来種の状況	目標		目標年度	-	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							達成		
6 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理		-	-	鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。							○		
7 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。		-	-	外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。							○		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 希少種保護 対策費 (平成4年度)	1.2	004905	(5) 指定管理鳥 獣対策事業 費(平成26年 度)	3	004909	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 国際希少野 生動植物種 流通管理対 策費 (昭和61年 度)	7	004902	(6) アジア太平洋 地域渡り鳥及 び湿地保全 推進費 (昭和57年 度)	7	004882	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) 鳥獣保護管 理対策費 (昭和46年 度。一部平成 10、14、21、 24年度、令和 5年度に開 始・変更。)	3.6	004896	(7) 外来生物対 策費 (平成16年 度)	4.5	004906	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) 鳥獣感染症 対策費 (平成17年 度)	7	004907	(8) 遺伝子組換 え生物対策 費 (平成16年度)	7	004908	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり												
目標達成度 合いの 測定結果	(判断根拠)	<p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和6年度に新たに10種を追加指定した。 レッドリストについては、令和7年3月に、第5次レッドリスト(植物・菌類)を公表した。植物及び菌類における絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストから207種減少して2,063種となり、最新の環境省レッドリストにおける絶滅危惧種の種数は、第4次レッドリストにおける動物の絶滅危惧種1,502種と併せて、3,565種となった。なお、第5次レッドリスト(植物・菌類)において、ヤクシマスギバゴケ等4種が新たに絶滅と判定された。 国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和7年2月までに指定された国内希少野生動植物種458種のうち、79種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。 例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。 <p><国際希少野生動植物種の流通管理></p> <p>ワシントン条約附属書I掲載種については国際希少野生動植物種に指定し、種の保存法第20条に基づく個体等の登録を適切に運用することで、国内における商業的な流通の管理を行った。</p> <p>代表的なものとして、象牙(全形牙)の個体等登録数は16,594本(2024年12月末時点)となっている。</p> <p><鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきた結果、イノシシの推定個体数は減少している。ニホンジカの全国的な推定個体数は以前として高い水準となっているが、密度や個体数が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に寄与していると考えられる。 その他、人の日常生活圏におけるクマ(ヒグマ、ツキノワグマ)による人身被害の発生状況を踏まえ、令和6年4月にクマ(一部地域の個体群以外の個体群)を指定管理鳥獣に指定したことに加え、令和7年4月に鳥獣保護管理法を改正し、人の日常生活圏に危険鳥獣(クマ、イノシシ)が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能としたこと等により、クマ等による生活環境への被害防止対策を進めた。 <p><遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> 外来生物法に基づき、特定外来生物である162種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業(交付金)により合計132事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等に貢献した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特に奄美大島のマングースについては、令和6年9月に根絶を宣言した。また、沖縄島北部地域においては、ヤンバルクイナの生息域南部での分布拡大傾向が見られるなど希少種の分布域拡大が確認できている。 平成29年6月に国内で初確認された特定外来生物のヒアリについては、令和6年度も引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である全国港湾で調査を行い、発見した個体をすべて防除しており、これまでのところ我が国への定着は阻止できている。令和元年10月の東京港、令和2年9月の名古屋港、令和3年9月の大阪港、令和4年10月の福山港及び令和5年11月の博多港で大規模な集団が確認されたことを踏まえ、同港での防除及び調査を重点的に実施するとともに、全国港湾の状況を点検し必要な追加調査を実施した。また、同マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら改訂を行うとともに、対面及びオンラインでヒアリ対策の講習会を実施し自治体や港湾管理者等への知見の普及を図った。国民からの情報提供や相談の窓口として引き続きヒアリ相談ダイヤルを運営するとともに、令和元年7月から行っているチャットボットによる自動相談受付を引き続き実施した。 カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(令和6年度は22件承認)。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト(J-BCH)による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知(平成31年2月8日付け)を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した(令和6年度は6件公表)。 												

<p>評価結果</p>	<p>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</p>	<p><鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化> ・シカの推定個体数の減少ペースが遅く、捕獲数が半減目標の達成に向けて捕獲対策の更なる強化が必要であり、効果的に個体数を減らすため、雌の捕獲強化が必要。 ・イノシシは増加率が高いため、半減目標の達成後も高い捕獲圧を保つことが必要であり、県境や市町村界での連携した捕獲促進が必要。 ・実際に捕獲を行う狩猟免許所持者はピーク時より少なく、特に今後、熟練した銃猟免許所持者の減少が見込まれるため、これを補うための対策が必要。 ・狩猟者の資質向上に加え、狩猟組織としての体制強化や高い技術力を持った事業者の育成が重要であり、ICTなどの新技術等を用いた効率的な捕獲が必要。</p> <p><絶滅回避率(絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合)> ・第5次レッドリスト(植物・菌類)において、新たに絶滅と判定されたヤクシマスギバゴケ等の4種は、いずれも過去50年以上に渡り生育が確認されていない種であり、近年何らかの保全措置を講じることは事実上不可能であった可能性が高い。</p> <p><遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・遺伝子組換えナタネに係る影響監視業務は、カルタヘナ法に基づき承認した遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる生物多様性影響に関する科学的知見の充実に図ることを目的として、約20年にわたり実施され、多くの知見が蓄積されていることから、今一度、これまで蓄積してきた知見を総括・分析することで、引き続き遺伝子組換えナタネについて本業務を実施すべきか検討する必要がある。 ・ヒアリは平成29年の国内初確認以降、これまで毎年10～25事例程度が確認され、令和元年からは5年連続で大規模な集団が確認されている。また、有識者からは、海外のヒアリ定着国においては、ヒアリ初確認から、概ね6～10年後に定着が確認された事例が多いことが指摘されている。以上のことから、引き続き最大限の警戒が必要な状況であり、水際対策を徹底し、政府一丸となってヒアリの国内定着を防ぐ必要がある。</p>	
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、引き続き重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を適切に進めるとともに、保護増殖による種の保存を推進していく。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・イノシシについては個体数が順調に減少しているが、ニホンジカの個体数は依然として高い水準にあることから、令和10年度の半減目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p><遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・遺伝子組換え生物等による生態系への影響を防止するため、引き続き、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物等に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物でカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱い（平成31年2月8日付局長通知）については、関係省庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。 ・侵略的な外来生物による生態系への影響を防止するため、限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施し、引き続き、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、外来生物法の改正及び基本方針に基づき、国による効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の改定を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を行い、外来生物による被害の防止を推進していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p><絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。</p> <p><絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）> 新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。ただし、過去50年以上に渡ってその生息・生育が確認されなかったことを理由として絶滅と判定された種を除く。</p> <p><奄美大島におけるマンガースの自動撮影カメラによる撮影枚数> ・平成8年度防除開始以降2万頭以上を捕獲した結果、令和6年度に奄美大島におけるマンガースの根絶を達成した。令和7年度からは、根絶を維持するため、近隣の島からの再侵入防止のためのモニタリングを行っており、モニタリングの一環として設置している自動撮影カメラによる撮影状況を指標として取組を実施していく。</p> <p><ヒアリの定着地点数> ・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減> ・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数は減少傾向にあるが、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数を測定指標に追加する> ・クマの被害防止のため、人とクマの住み分けが重要であることから、ゾーニング管理を推進していく。</p> <p><狩猟免許所持者数を測定指標に追加する> ・鳥獣保護管理を推進するため、狩猟免許の所持者数を増加させていく。</p>	
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<p><参考：施策の実施における活用状況> ・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、ヒアリングの実施、検討会の開催を通して、学識者の科学的知見を活用した。 ・改正種の保存法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。</p> <p>・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った他、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。 ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物の取扱いについても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。</p> <p>・特定鳥獣(ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・クマ類)の保護管理方針や、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定等に関して科学的な検討を行うため、それぞれの種ごとに保護及び管理に関する検討会を設置し、学識者の知見を活用した。</p>	<p>SDGs目標との関係</p> <p>【主な目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の把握や国内希少野生動植物種の新規指定・保護増殖により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 ・生態系への被害をもたらすニホンジカ等の捕獲を通じた鳥獣の保護・管理により、目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 ・遺伝子組換え生物対策及び外来種対策の推進により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドリストの作成や国内希少種指定により、人々が自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつことに貢献し、地域住民や関係者と連携した希少種保全の取組を進めるとともに、気候変動による影響が懸念される国内希少野生動植物種について保護増殖事業を進めた。これらにより、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・遺伝子組換え生物等の適切な技術開発により、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に貢献できた。 ・ヒアリを始めとする、健康被害を引き起こす侵略的外来種の対策推進により目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に、防除技術の開発により目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に、防除活動等における、市民を含む多様な主体の参画促進により目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>			<p>環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・第5次レッドリスト(植物・菌類)・鳥獣関係統計・根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるファイリマンガース防除実施計画(令和3年度～令和7年度)</p>

施策名	目標 6-1 環境リスクの評価										担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 環境リスク評価室 企画課熱中症対策室		
施策の概要	化学物質等による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 7年
達成すべき目標	①一般環境中の化学物質の残留状況を調査し、基礎資料として施策の策定に活用する。 ②化学物質の環境リスク初期評価を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ③化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ④人の血液・尿・毛髪モニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。 ⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報を提供する。										政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等													
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1 化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数	-	-	80	R6年度	80	80	80	80	80	-	-	化学物質対策に係る関係課室から一般環境中における残留状況を把握するために調査要望のあった化学物質のうち、優先度の高いものを調査対象物質として毎年度選定することが、「化学物質環境実態調査のあり方について」により定められている。目標値は、過去の実績値を勘案し、調査が着実に進められているとみなせる水準で設定した。	×	
2 環境リスク初期評価実施物質数	-	-	14	R6年度	14	14	14	14	-	-	-	環境中の化学物質による人の健康や生態系への影響に関してスクリーニングを行う環境リスク初期評価の実施状況の測定指標として、評価実施物質数を設定した。目標値は、過去の実績及び情報の収集・検討状況を踏まえて設定した。	×	
3 内分泌かく乱作用に関して、文献等を踏まえ評価対象として選定した物質数(累積)	132	H27年度	240	R6年度	220	230	240	250	260	-	-	化学物質の内分泌かく乱作用については、文献調査等を踏まえ評価対象物質として選定した物質数(累積)を測定指標として設定した。目標値は、選定に伴う作業量、選定後の評価に要する作業量、これまでの実績等を踏まえて設定した。	○	
4 化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	-	-	3,000	R6年度	3,000	3,000	3,000	3,000	-	-	-	化学物質の一般的な国民のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数(基本情報を得たデータ数)を測定指標として設定した。	○	
					6,494	4,984	5,940	4,808	-	-	-			

5	子どもの健康と環境に関する全国調査の進捗状況	-	-	全国10万組のデータ解析を行い、健康と環境の関連性を明らかにする。	-	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	参加者に調査を継続いただくための取組及び化学分析の進捗	-	-	-	次世代育成に係る健やかな環境の実現を図るためには調査を着実に進めることが必要であり、その進捗状況を測定指標としている。また、参加者のデータの解析を行うことで、健康と環境の関連性を明らかにするためには、解析に係るデータの蓄積と化学物質の分析が必須であるため、施策の進捗状況として参加者に調査を継続いただくための取組と化学分析の進捗を確認していくこととしている。	○
						参加者追跡率(94%) 事業成果の情報発信及びビスロイド系農薬代謝物等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及び農薬・忌避剤等の化学分析の実施	参加者追跡率(93%) 事業成果の情報発信及びアクリルアミド等の化学分析の実施	参加者追跡率(92%) 事業成果の情報発信及び有機フッ素系化合物等の化学分析の実施	-	-	-		
6	スギ雄花花芽調査対象都道府県数	17	令和4年度	23	R15年度	17	17	18	23	-	-	-	スギ雄花の花芽調査は林野庁と当省で共同で行っている。令和5年5月に「花粉症対策の全体像」(関係閣僚会議決定)において「花芽調査の強化」が示されたことを踏まえて、スギが少ない沖縄県を除く46都道府県の半数の調査を当省が担当するため。	○
						17	17	18	23	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1) 環境リスクの評価事業(昭和49年度)	1, 2, 3, 4, 6	'004981	(5) -	-	-	(9) -	-	-	(13) -	-	-	(17) -	-	-
(2) 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)(平成22年度)	5	4797	(6) -	-	-	(10) -	-	-	(14) -	-	-	(18) -	-	-
(3) -	-	-	(7) -	-	-	(11) -	-	-	(15) -	-	-	(19) -	-	-
(4) -	-	-	(8) -	-	-	(12) -	-	-	(16) -	-	-	(20) -	-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり											
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	①化学物質環境実態調査の実施について、令和6年度は、化学物質対策に係る関係課室から要望のあった物質等を選定し、54の物質・媒体について調査を行ったが、目標値を下回っている。 ②環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、12の物質について環境リスク初期評価を取りまとめ、公表したが、目標値を下回っている。 ③化学物質の内分秘かく乱作用については、令和6年度に16の物質を選定し、目標を達成した。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和6年度に得られた生体試料(血液・尿・毛髪)の化学物質分析データ数は4808であり、目標を達成している。 ⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、フォローアップ状況を示す指標である追跡率を高値で維持できており、また、化学物質の分析も進捗しており、目標を達成した。 ⑥スギ雄花花芽調査対象都道府県数については、令和6年度の都道府県数は23県であり、目標を達成している。											

	次期目標等への反映の方向性	【施策】	①③⑥着実に進展しており、引き続き実施する。	
		【測定指標】	①③適切に測定できていることから、変更しない。 ⑥これまで調査対象ではなかった沖縄県において調査を行い、今後、沖縄県を調査対象に含めるかどうかの検討を行う。	
学識経験を有する者の知見の活用		<p><参考:施策の実施における活用状況></p> <p>①有識者からなる「POPsモニタリング検討会」、「新規POPs等研究会」を開催し、その検討結果を施策に反映させている。</p> <p>②環境リスク初期評価に関しては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において専門的な検討をいただいている。</p> <p>③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」及び関係する下部委員会に関係分野の有識者に参画いただき、その知見を活用している。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p> <p>⑤子どもの健康と環境に関する全国調査については、エコチル調査企画評価委員会等において、本調査の企画、実施内容の評価及び本調査の成果の情報発信に係る方策等について、検討いただき、調査の内容等に反映している。</p> <p>⑥調査の実施に当たっては、有識者から指導を受けながら実施することとしている。</p>	SDGs目標との関係	<p>【主な目標】</p> <p>①化学物質対策に係る関係課から要望のあった物質の調査を通じて環境中の存在状況の把握に務めることで、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>②化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止することを目的に、環境リスク初期評価を実施している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標14「海の豊かさを」の達成に貢献した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用が環境中の生物に及ぼす影響を評価し、リスクが懸念される物質を同定していくことは、目標14「海の豊かさを守ろう」及び15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。</p> <p>④化学物質の日本人のばく露状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることを目標として、化学物質の人へのばく露量モニタリング調査を着実に実施することで、目標3「すべての人に健康と福祉を」への達成に貢献した。</p> <p>⑤環境要因が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的に、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)を着実に推進している。当該取組によって、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。</p> <p>⑥花粉飛散予測や健康影響の予防に資する情報として、スギ雄花花芽調査結果を提供して、目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】</p> <p>②環境リスク初期評価より得られた情報を踏まえ、規制担当部局と連携を図ることで化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>③化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討の成果はインターネット上で公開しており、事業者による安全な製品の製造や、市民による安全な商品の選択の際に活用できるので、目標12「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>④本業務では、化学物質の日本人へのばく露状況を継続的に把握し、適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。</p> <p>⑤本調査は、子ども特有のばく露や子どもの脆弱性を考慮した適正な環境リスク評価を行うことで、化学物質管理の推進に資するものであり、当該取組によって、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。</p>
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		<p>①「化学物質環境実態調査のあり方について」(令和2年度版)</p> <p>①令和5年度化学物質環境実態調査の進捗状況(中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第29回)資料2-3)</p> <p>②化学物質の環境リスク評価(第23巻)</p> <p>③「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」への報告資料</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p> <p>⑤参加者ステータス集計表(コアセンター作成)、研究の進捗について(令和6年度第2回エコチル調査企画評価委員会資料1-2)</p> <p>⑥花粉症に関する調査・検討業務報告書</p>		